

## 政策金融機関の統廃合に向けて

平成17年2月28日

牛尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）の終了を目前に控えているが、不良債権比率の着実な低下に見られるように、民間金融機関はその機能を回復・強化しつつあり、また民間企業においても、収益の増加が続き資金繰りが改善してきている。

すなわち、我が国の経済金融情勢は、一時の厳しい状況を脱したと考えられるため、経済財政諮問会議が平成14年12月にとりまとめた「政策金融改革について」において指摘したとおり、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本とし、平成17年度から、政策金融機関の組織改革に関する検討を再開すべきである。

その際、具体的には以下のように検討を進めるべきである。

1. 平成20年度からの新体制移行のために十分な準備期間を確保するため、経済財政諮問会議において、「あるべき姿の実現」に関する基本方針をとりまとめる。
2. 経済財政諮問会議の審議に当たっては、必要に応じて政策金融機関からの意見を聞く。
3. 個別的・専門的な検討を助けるため、民間有識者の知見も活用するとともに、内閣府に政策金融機関8機関を改革するための準備室を設置する等の体制整備を行う。